

第7回「京都市ペット霊園対策検討審議会」議事録

日時 平成26年12月16日（火）午後1時～午後3時

場所 職員会館かもがわ 2階「中会議室」

【1 開会】

冒頭，審議会の成立を確認

【2 議題 ペット霊園等の規制の在り方について】

【(1) パブリックコメントの実施結果について】

【(2) 教育福祉委員会での審議状況について】

【(3) ペット霊園等に関する規制の在り方について（答申案）】

- 事務局 それでは，お手元の資料にしたがいまして御説明させていただきます。本日の議題として，「(1) パブリックコメントの実施結果について」，「(2) 教育福祉委員会の審議状況について」，「(3) ペット霊園等の規制のあり方について（答申案）」となります。

それではまず「(1) パブリックコメントの実施結果について」でございます。1ページ目の資料1で京都市ペット霊園の設置等に関する条例（仮称）の意見募集について御報告させていただきます。募集期間につきましては，11月13日から12月12日までの30日間実施させていただきました。周知方法といたしましては，参考資料2のリーフレットを各区役所・支所等に配布するとともにホームページにも掲載させていただきました。また，実地調査に御協力いただきましたペット霊園事業者や団体の方にも配布をさせていただきました。応募結果の概要でございますが，24人及び3団体から合計52件の御意見をいただきました。男女別，年代別及び項目別の意見数につきましては表のとおりでございます。一番意見数が多かった項目は，立地等を禁止する区域で16件の御意見がございました。次に多かったのが，ペット霊園の設置運営に関する技術的基準と手続について7件の御意見がございました。

2ページ目に主な意見を項目別に挙げさせていただいています。詳しい内容につきましては，3ページ以降に意見要旨とそれに対する考え方（案）を示させていただいておりますので御覧ください。またこれについてはあくまでも案ということで考えておりますので，御意見等がございましたらお願いしたいと考えております。

続きまして，「(2) 教育福祉委員会での審議状況について」でございますが，11月5日に京都市ペット霊園対策検討審議会の中間とりまとめを教育福祉委員会で報告させていただきました。その中での主な意見として，「他都市の条例では距離規制を設けているが，なぜ用途地域規制としたのか？」，「距離による規制はできないのか？」，「既存の業者であっても，条例の基準を適用させてほしい。」，「ペット霊園を開設する時に住民同意を義務化するべきである。」，「設置する際の手続きはどうなっているのか？」について御意見，御質問がございました。

続きまして，「(3) ペット霊園の規制の在り方について（答申案）について」でございますが，その前に，参考資料2としまして，「京都市ペット霊園対策検討審議会の諮問事項について」を改めて御説明させていただきます。第1回の審議会時に配布させていただきましたが，「1 諮問事項」といたしまして，ペット霊園の規制の在り方について，「2 諮問の要旨」といたしまして，ペット霊園の規制について，本市の状況を踏まえた規制の在り方や特に配慮すべき事項等について，審議会の意見を承りたいという諮

問内容になっております。

それに対する、答申書案を付けさせていただいております。この内容につきましては、これまでの審議内容に沿うように記載させていただいております。6回目の審議会以降に追加させていただいた内容は、16ページの「(8) 離隔距離制限による立地規制」のところで、いわゆる立地規制が行われていない区域内にペット霊園を設置した場合、隣接する住民に対し保護する必要があるか、ないかということ付記させていただきました。

さらに18ページの「8 基準の適用除外」のところで、本市では人の納骨堂について新設を認めていることから、ペットの納骨堂についても同様にすべきであると内部から指摘がありまして、新たに付け加えさせていただきました。

以上が前回までの審議会からパブリックコメントや庁内の指摘を受けて付け加えさせていただいた事項です。

- 原田委員 3ページ目の「意見要旨等一覧」の考え方(案)の4段目の「なお…」以降の文章が分かりにくいので、2文に切った方が分かりやすいと思います。

それと答申案ですが、17ページの「(8) 離隔距離制限による立地規制」の最後の文章で、「納骨堂や火葬施設について…こうした制約を超えての規制は困難である」という記載ですが、規制するかどうかは別として、この条例自体は建築基準法とは違う目的で制定されているので、法律と条例の一般論ではこうした制約を超えての規制は可能であり、ここでいう「困難」というのは別の理由であると思います。すでに建築関連法令があるからという理由ではなくて、別の理由で困難ではないかということであれば、あえて書く必要もないと思われます。

- 事務局 御指摘を踏まえて表現を検討させていただきます。風致条例では道路からの後退距離が定められておりまして、それ以上の距離をとる合理的な根拠が見出しにくいところがあり、条例と合わせるという見解だったと思います。御指摘のとおり法的にできないからという理由ではなかったと思います。記載については再度内部で検討させていただきます。

- 檜谷委員 確認ですが、参考資料2のパブリックコメント募集ちらしの2ページで立地規制に関する区域の表が掲載されていますが、そこに注釈として「本条例により立地を禁止されない地域でも、別の法令で規制される場合がある」ということが書かれています。この答申案の中にはそのことについての言及がなかったように見受けられたのですが、これはどういう意図から言及されなかったのでしょうかということと、私の理解では地区計画とか少し厳しい制度を使って住民がその土地利用について一定の計画を持たれていて、その計画の中でペット霊園については立地を規制するという内容となっておれば、地区計画を別の法令であると理解しておいてよろしいでしょうかということです。

- 事務局 パブリックコメント募集のちらしの表の注釈につきましては、例えば火葬施設ですと火葬炉を建物の中に納めないといけません。また、納骨堂と葬儀場も建築物ということ想定しておりますので、市街化調整区域ですと一般的に建築物を建築することができませんので、この条例上は立地が可能であっても、建築規制がかかって立地ができないケースがありますということ注釈として書かせていただいております。

地区計画によって規制できるかということにつきましては、担当者から説明させていただきます。

- 事務局 地区計画につきましては、用途地域に関わらず色々な地域で住民やそこで活動されている事業者との合意形成により、よりきめ細やかにまちづくりを進めていこうという制度でございます。その中で指定されている用途地域よりもきめ細やかに規制する用途、今回であればペット霊園に関わる用途を規制するのであれば、法令の規制範囲よりも地区計画が優先されることになってきます。工作物につきましても記載することができますので、墳墓も地区計画に定めることは可能であると思います。

- 事務局 地区計画につきましては、答申書の中に書かせていただきます。

- 多々納委員 パブリックコメント募集のちらしでは目的として、「近隣住民等の公衆衛生及び住環境の保全や風俗習慣への配慮」の3つの目的が書いてありますが、答申案では全く「住環境の保全」という言葉が出てきません。また、「本条例で立地を禁止する区域」と書いてある表がありますが、これも答申案に載せられていないのですが、となると何を審議していたのかということになり兼ねませんので、抜本的に修正していただきたいと思います。

- 事務局 パブリックコメント募集のちらしの表については、答申案には載せておりませんが、14ページの「4施設設備別による規制の内容の検討」のところに具体的に規制する用途地域のことを記載しています。表の形の方が分かりやすいので併せて載せるようにします。

3つの目的は御指摘のとおりでございます。論議の中で「住環境の保全」は「風俗風習慣への配慮」と一緒に御論議いただいていたので「風俗風習慣への配慮」が前面に立っておりますが、目的として3つありますので、そういう形で改めて整理をさせていただきます。

- 多々納委員 「住環境の保全」を前面にしたからこそ、住居系地域での立地規制という手段につながったのであって、その認識を明確にしたいと思います。まずは、住環境をしっかりと保全しますということ述べるのが大切で、そのうえで、なぜ住居系地域だけを保全するのかということ、立地規制の方法のところ根拠を

もって記載する必要があるかと思えます。少しそのあたりの論点が明確になるように御修正いただきたいと思えます。

●事務局 御指摘を踏まえまして、表現を改めて整理をさせていただきます。

●北條委員 5ページの意見要旨等一覧の「適用除外」の「寺社を立地規制の適用除外とする理由が分からない」に対する考え方（案）ですが、「許可を受けた境内地内においてペットの墳墓等を設置する場合は、風俗習慣への配慮の要請も小さいことから」と書かれていますが、これだけではなぜ風俗習慣への配慮の要請が小さいか分からないのではないかと思うので、少し言葉足らさなかなと思えます。また、答申案の18ページの「8基準の適用除外」でも「納骨堂又は葬儀場を設置する場合は、特段、風俗習慣に配慮すべき事項はないことから」と言い切っているから、なぜ配慮すべき事項がないのかという言葉を足していただいてもいいのかなと思えます。個人的には大きく土地利用状況が変わることがないので、そういう理解をされているのかと思うのですが、少し言葉を足していただきたいと思えます。

あと、答申案の13ページの「(2)京都市におけるペット霊園等の課題」のところ、「新たに設置を計画している施設について、近隣住民とのトラブルが発生している事例がある」と簡単に書かれていますが、どういう地域においてどういう問題が発生しているのかをもう少し詳しく書いてもいいのかなと思いました。この課題は、今回の条例が制定されれば、住居系地域での立地はできなくなり、用途地域で規制したことにつながるのかなと思いました。特にその事例に触れない方がいいというお考えで省かれているのなら書かなくてもいいのかなと思えます。

●事務局 どの程度具体的に書けるか検討させていただきます。例えば今回は住宅地の中でということでしたので、そういうところを書くのは差支えないと思えます。寺社の立地の件につきましては、元々お墓があるところにペットのお墓ができて周辺御理解がいただけるだろうと考え、適用対象外としています。もう少し丁寧に書くようにいたします。

●安枝委員 17ページの「(8)離隔距離制限による立地規制」の「しかしながら、市街化調整区域においてはペットの墳墓の設置が比較的容易であることから…」とありますが、12ページの「(1)既存ペット霊園等施設の設置状況」では確かに市街化調整区域に設置されるものが多く、市街化区域では住居系地域のものが3件と準工業地域が1件となっています。審議会の中での議論をはっきりとは覚えていないのですが、市街化区域内の住居系地域以外の地域での立地規制をしないというのは、基本的にこういう地域にペットの墳墓の設置が困難であるから、事実上、立地する可能性が低いから立地規制をしないというように17ページの文章を見ると読めてしまうのですが、そうなのか、そうでないのか改めて確認させていただきたいと思えます。

- 事務局　　そういう議論もございましたが、ここでは省略させていただいています。確かにそのような議論をしておりますので、それについても書かせていただきます。

- 安枝委員　　そうであれば、14ページの「(イ) 立地規制の方法」のところで住環境を保全しなければいけないから住居系の用途地域の立地を規制するのだが、それ以外の地域は規制しないということは、それはその施設の建設される可能性が高い、低いかの議論でそうになっているだけが根拠となるのか、それ以外に説得的な根拠があるのか、できればそれ以外の説得的な根拠がある方が良いと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

- 多々納委員　　商業系地域とか工業系地域は規制を行わないけれども、その理由をお聞きしたところ、そのような非効率な土地利用は行わないだろうということで、議論があったと思います。ただ、工業系地域では、用途を考慮すれば規制する地域ではないでしょうということだったように思います。まとめて説明するとすると、少し書きにくいかもしれませんが、もし書くとするなら少しそういうことを丁寧に書く必要があると思うのですが、そこまで書く必要はないと思いますので、これくらいの表現の方がいいのかなと思います。

- 安枝委員　　分かりました。

- 原田委員　　むしろ、その時の議論では、墳墓は建築基準法がかからないから住居系地域に立地ができ、それによるトラブルを防止するために、都市計画法にある程度準拠して対応しましょうということで、住居系地域を立地禁止にすることにした訳ですから、それをはっきり書いた方がいいと思います。

- 笠原委員　　この審議会の議論やパブリックコメントは、ペット霊園の設置に関する条例を制定する目的で議論、或いはパブリックコメントを受けてきた訳ですが、それらを踏まえてこれから条例を作っていく訳ですね。条例の策定においては審議会の答申案を参考にしながら作成すると思うのですが、それぞれ細かい話というのはおそらく条例を作る際に検討することで、答申案として出すべきものはどういう形のものを出すべきなのか明確にしないといけないのではと思います。例えば答申案としては曖昧かもしれませんが、一例として17ページの上から2行目に「公共施設の周辺の地域」という言葉があるのですが、この周辺の地域は条例を作成する際には具体的に決めないと条例にならないと思うのです。こういう所を一体どうするのかという議論がなかったように思います。条例の制定を念頭にどういう答申案にすべきかという議論が必要かなと思ひまして、先ほどから皆さんの意見を聞いていました。

●原田委員　まさにおっしゃるとおりですが、答申では規制の根拠を示す必要があります。将来これで紛争が生じた場合には、審議会答申が立法事実を確定する資料として裁判官によって評価されることになるので、その時のために、しっかりと色々なことを考えて規制しています、さらにその規制は過剰ではありませんし、必要な規制が入っていて規制の根拠も十分にありますということが示されている必要があります。その意味では、なぜ住居系が対象なのかという理由は、明確に示した方がいいと思います。

●事務局　最終的に条例は行政の方で作らして議会にお諮りするという形になります。いただいた答申の中身を落とし込むのは我々の作業の中でやっていきます。原田委員がおっしゃられたような、規制の考え方であるとか、具体的規制の中でも特に重要な部分、例えば、火葬施設の構造設備基準も何によって変わるのかというような部分のところについては、間違いなく条例の方に落とし込むことになるかと思えます。細かいところは技術的なこともありますし、それは我々にお任せいただきたいというところもあります。審議会としてこれを必ず入れてほしいということであれば、それを中に盛り込んでいただければ、それに沿った形で条例は作成してまいります。

●原田委員　おそらくこのまま条例になる訳ではないので、そうだとしますと審議会で意見が分かれたけれども結局まとまらなかったことについても明示していいのではないかと思います。先ほどの17ページの「(8) 離隔距離制限による立地規制」についても、用途地域だけではなく、それ以外の規制方法もあり得るのではないかとということが議論されましたので、こういう意見もありましたという程度は書いておいて、その中で行政としてはこのように判断してこのような条例にしましたということを明確に示す方があり方としてはいい形ではないかという気がします。つまりここで解をひとつに絞る必要は必ずしもないと思います。

具体的には17ページの①、②、③のところについて、多々納委員が、用途地域の上では住居系ではないけれども現実には住居が建っている土地について、何か保護する方法はないのかとおっしゃっていましたが、それに対して私が意見書を提出する手続を置いてもいいのではないかと、或いは都市計画や土地利用の面で別途考える必要があることを申し上げています。今回の答申で必ず一つの回答に絞らなくてもいいということなら、こういう意見もありましたということを書いておいてもいいのかなと思いました。

●多々納委員　原田委員がおっしゃることはよく分かるのですが、まとめられる方は結構難しいかもしれませんので、ある程度方向性としては、住宅があるところについて何も規制しなくてもいいと思っている訳ではないということが分かるようにしてほしいと思います。この文章を読んでいても、ここは規制していないというようなことが書いてあるだけで、結局何も規制しないと読めてしまうので、むしろそれより、そういうところにおいても何かの対応をしようとするれば、地区計画を作ることも可

能であるから強い立地規制、立地の禁止は言わないけれどもそういった工夫というものを進めていくということも必要であるのではないかという意見もあったとか、何かそのような表現をされたらいいのかなと思いました。

●事務局 ここは一つにまとめようということで少し強引に記載しているところもありますので、出された御意見を集約するというところで両論併記のようなこういう意見もありましたと、書けるのであればそのような表現に改めさせていただきます。

●榎村会長 白黒ほど皆さんの意見が違っているとは思いませんけれども、細かいところについてということですね。

●多々納委員 パブリックコメントの考え方（案）ところにも同じように「規制していません」と書かれているところが多々見受けられるので、そのあたりも我々の気持ちが残るように御回答がいただけるといいのかなと思います。

●事務局 答申案の表現に合わせてパブリックコメントの回答も調整させていただきます。

●多々納委員 答申として提出する方には気持ちとしては、最低限の規制をしています。それはやはり住居系地域に家を求めるということは、ここで提供されるサービスに対する期待があつてのことなので、その期待を裏切るような整備が後からなされるということ、市が容認するということがいかなものかということが始まりだと思ふのです。その見解がまずあつて、そのうえで今度はそれ以外のところでも良好な住宅環境のあるところに家を建てたと思つたのに困るという議論が出てくるが、そこは先ほどの住居系地域と比べると期待はそれほど高くないかもしれないけれども、そこについても何らかの解決策というものはあり得るか？というところとあり得ますということであるが、合理的理由がないので、こういう形の規制で留めているところが分かるような表現にしてもらえるとうごく助かるなと思います。

●榎村会長 この考え方（案）は市の考え方が書いてある訳ですけども、答申案は審議会として提出するものなので、これがそのまま条例になる訳ではないので、審議会の御議論の跡が少し残るような形にしてもいいのかなと思います。

●事務局 そのようにさせていただきます。

●榎村会長 その他はいかがでしょうか。

●原田委員 13ページの「(1) 条例の目的」のところ「ペット霊園の利用者の保護を図る」と書かれていますが、その前の部分でなぜペット霊園利用者の保護を図る必要がある

のかということに関する理由付けが「(2) 京都市におけるペット霊園等の課題」のふたつ目の○の「ニーズの高まりが予想される」と書かれているところだとすると、理由付けとしては少し足りないという気がいたします。もう少し目的に対応するような形で課題も書いた方が分かりやすいのではないかとということと、目的には公衆衛生、住環境の保全、風俗習慣への配慮、利用者の保護と4つ並んでいるので、前の課題のところもそれぞれこのような課題があるからこのような目的としましたと対応していれば極めて分かりやすいと思われました。

●榎村会長　そうですね。突然ここにペット霊園の利用者の保護ということが出てくるので、分かり難いと言えれば分かり難いですね。

●事務局　11ページの「はじめに」のところで利用者と事業者との間でどういうトラブルが起こっているのかを書いていますので、こうしたことを少し加えるような形で修正させていただきます。

●笠原委員　15ページの「(3) 火葬施設」のところに「燃料に重油などを用いることもあり…有害物質による衛生上の支障が生じるおそれがある」とあり、その次の4行くらいの文章の最後に「火葬炉には構造設備基準を設けることが妥当である」と書いてありますが、構造設備基準に至る過程が非常にマイナスの印象を受けるのですね。支障が生じるおそれがあるが、現状では構造設備基準を設けることで対応が可能であるというように結び付けていかないと、測定が難しい、火葬は単体だから、単体でも上の文章では有害物質が出るおそれがあると言っている訳で矛盾していると思われま。京都市としては、構造設備基準を設ければ対応できると考えているということを前提として、それを実行させて管理をしっかりさせる方針でいくのだということを明確にさせていただけたらと思います。

●事務局　その方向で修正させていただきます。御指摘ありがとうございます。

●笠原委員　今のところに関連してですが、3ページの意見要旨等一覧の「技術的基準」の下から2つ目の「火葬炉は建物内に設置することとしています。」と書かれていますが、これは答申案のところには出てこなかったと思います。

●事務局　13ページに施設設備の定義がございますが、「火葬施設」はペットの死体を火葬する施設と書いておまして、そこに建物内に納めるということが抜けておきますので、付け加えさせていただきます。

●原田委員　表現の問題で、宗教法人に関する適用除外の件ですが、この表現では既得権を保護していると見られかねない気がいたします。そうではないということも、もう少し言

っておいた方がいいのかなという気がします。もちろん適用除外のところで書いてもいいのですが、17ページでは市街化調整区域ではペットの墳墓の設置が比較的容易であると書いてあるので、我々の意見としては全面禁止する訳ではなくて、望ましくないところには立地させないですが、逆に立地しても問題ないところにペット霊園を誘導するつもりで議論しており、むしろ市街化調整区域で事業を行ってくださいということが分かるような文章でもいいのかなという気がします。それが難しいようであれば適用除外のところで、必ずしも今やっているから保護している訳ではないということをもう少し明確にしておいた方がいい気がします。

- 多々納委員 京都市の特徴としてお寺がたくさんあって、市街化区域の中にもそういう所がたくさんあって、これは資源ですよと見えるくらいの書き方をしたらどうかということですよ。委員会からの答申ですからある程度分かった方がいいのかなという気がします。ただ、適用除外しているというよりも、こういった所については、市街化区域内のペット霊園の誘導策か何か見出しを変えれば違って見えるかなという気がします。
- 榎村会長 京都市の特性というところでは、京都市の市街化区域の中ではお寺がたくさんあるということは、京都市の特徴でもありますし、そういうことを書いた方がいいのかもしれないですね。（結構お寺さんは関心があるようです。）
- 原田委員 適用除外でも良いのですが、既得権の保護と読めないようにすればいいということです。
- 榎村会長 ここだけ良いのかという風になっては具合が悪いということですね。
- 原田委員 新規にやりたいと思っている方が、なぜ宗教法人だけは立地規制をされないのか？と思われたいようにはしないとイケないと思います。
- 多々納委員 お寺が単に新規設置することが適用除外される訳ではないですよ？
- 原田委員 立地だけ適用除外でしたかね？あとの技術的基準は適用されるのでしたかね？
- 榎村会長 私も確認したいのですが、寺院の境内地内に人間の墓地があって、新たにペット霊園をやる場合は市の許可が要るのですよね？どうなるのでしょうか？
- 事務局 許可対象になります。立地制限が適用除外されるだけです。
- 多々納委員 宗教法人が境内地と違う所で土地を購入してペット霊園を作るときは、これは立

地規制が適用されますよね。

- 事務局 元々の考え方が、人間のお墓があれば、そこにペットのお墓を作ったからといって周辺の住民の忌避感情が変わる訳ではないので、それであれば作ってもいいだろうということで、例外を作らせていただいている訳で、宗教法人だからペット霊園をどこに作ってもいいという訳ではありません。
- 多々納委員 そうですよ。そういう風に読まれないようにしないとイケませんね。
- 榎村会長 宗教法人が境内地ではなくて、市街化調整区域で新しく土地を購入されて、そこに新規でペットの墳墓を作られる場合は？
- 事務局 それは市街化調整区域なのでできますが、住居系の用途地域の中に新たに土地を購入してということであれば、それはできません。
- 原田委員 そういう意味では、宗教法人と書かない方がいいかもしれません。こう書くと宗教法人だからと思われれます。
- 原田委員 墓地埋葬法の許可を受けている者という書き方で十分で、基準の適用除外ではなくて立地規制の適用除外と書いた方がいいですよ。そう明確に書かないと許可も要らないのかと思われるかもしれません。
- 事務局 改めさせていただきます。
- 檜谷委員 18ページに「(3) 利用者保護のための措置」として色々と書かれていますが、事業者がこれは儲かるかもしれないということで新たに始められて、状況が変わった時にいつお止めになるか分からないというようなことが想定される訳ですよ。その事業者が変更されるとか、引き継ぐ方もいなくてそのまま廃止される状態とか色々将来起こることについて、最初からその場合のことを、利用者に説明する義務というのを課さなくていいのかなと思いました。「等」と書かれているので、こういうことも含まれているのかとは思いますが、基本的には利用者はペットのお墓があればずっとそこにあり続けるものと思っていちゃったと思いますし、条例でも自己所有の土地を要件として永続性を担保しようとされていますが、実際には事業者が変わる可能性は多いと思うので、そこについて補足していく必要があると思います。
- 事務局 17ページの「(2) 届出制」の「事業の廃止」には、努力義務ではありますが、「利用者への連絡や他施設への改葬、土地の原状回復に努めるなどの努力義務を課すべきである」と書いてありますので、そういった配慮が必要であることはここに示しているの

かなと思います。「利用者保護のための措置」のところについても書けるかどうか分かりませんが、検討してみたいと思います。ペット霊園の事業者に、これから利用する人に対して「廃止することがあると説明させるのは難しいかもしれませんが。

- 榎村会長 17ページの「事業の廃止」の2行目のところで「利用者に負担を強いるばかりか」という文言を「利用者保護のため」とかそういう文言にすると、18ページの「(3) 利用者の保護のための措置」に書いていなくても意味されると思います。
- 事務局 表現を検討させていただきます。
- 原田委員 18ページの「(2) 近隣住民の同意」の中の、「近隣住民と事業者の意思調整を図る」という文言ですが「意思調整」はあまり言わない表現なので「利害調整」くらいかなと思います。「利害」を取って「調整」でもいいと思います。
- 多々納委員 「調整」くらいがいいのではないですか。
- 榎村会長 それでは「近隣住民と事業者の調整を図る」ということになるのでしょうか。
- 原田委員 「意思疎通」でもいいと思います。
- 事務局 「利害調整」と踏み込んで書かなかったのは、必ずしも要望されたことを事業者が実現する必要はないという理解でしたので、単にお互いの言い分を聞けるものは聞いていくということで意思調整という言葉で書かせていただいています。一般的に問題はございませんので、「調整」という文言に修正させていただきます。
- 笠原委員 18ページの「(2) 近隣住民の同意」ですが「(1) 近隣住民への説明の要否」では説明が必要ですよという内容で「否」がないのです。一方「(2) 近隣住民の同意」ではタイトルだけ見ると「同意」が必要ですよというイメージなのです。内容を見ると同意の必要はないという内容になっています。タイトルと中身に齟齬があります。勘違いしない表現となるよう、御検討いただきたいと思います。
- 事務局 修正させていただきます。
- 原田委員 18ページの「7 遵守規定の要否」2番目の○の一番最後の文章ですが、「罰則として、行政上の措置（施設の使用禁止命令、許可の取消し等）、秩序罰（過料）」と書いてありますが、「罰則」といえば、通常は刑事罰や行政上の秩序罰を指す言葉です。不適当であると思います。

●事務局 ここでは違反者の対応と罰則のふたつのことについて併記して書いていますので、対応として行政上の措置、罰則として秩序罰（過料）ということの意味をしています。分けて書いた方が分かりやすいので、分けて書くようにします。

●原田委員 罰則はこの秩序罰のみを使うということですよ。地方自治法の枠内でということですよ。

●事務局 そうです。

●榎村会長 「おわりに」というのは審議会で御議論いただいているとあるかと思いますが、ここに思いを入れておくというのもひとつですね。

やはりここでも、3段落目の箇所です。「近隣住民については、ペット霊園の設置運営に伴う衛生上の支障の抑制と風俗習慣への配慮」という先ほどから意見として出ている「生活環境の保全」ということを入れておいた方がいいと思われま。この部分はずいぶん議論してきた箇所でもありますし、前の文言のように衛生上と風俗習慣ではなくて、むしろ生活環境保全ということがたくさんあったと思いますので入れていただいた方がいいと思います。

●事務局 修正させていただきます。

●檜谷委員 それに関連してですが、住民が主体的に街づくりの観点から事前に地区計画のように法的手段を行使して、住環境保全を行っていくことが活発になっていくことは京都市としても望ましいことだと思いますので、住民にはそういうメッセージが伝わるようなことが考慮いただけるとありがたいかなと思います。

●榎村会長 2段目の「京都というまちにふさわしい規制の在り方」と最後の「京都というまちにとっても」ということで、お寺は京都にたくさんあるけれども、特に京都らしいことを検討してきたかな？ということが気になります。何か京都らしいことこの書き込みがないのかなと思ったりします。全般的に京都のことを考えて検討したので気にする必要もないかもしれませんが。

そういう意味で、まちの美観とか景観とかあまり議論できなかったもので、どれが京都らしいかと問われると少し難しいところがあると思っています。何か市の方でございませぬか。

この埼玉の事例があつてから始まって、何か特段こういう風なところに気を付けて検討したということがございませぬか？

ここの特徴としては、「先行自治体に無い「ペット霊園利用者の保護」を加えること」ということで違う視点で制定したとか。あとはお寺さんのことですかね。寺院がたくさんあるから境内地内であれば認めるといったところが京都らしいところで

しょうか。

- 多々納委員　　ここまではこういう考え方で作って、そのなかで必要最低限の規制を行うという議論があつて、そのうえで、住環境を保全するという観点から見たら、個別の事例ではそれだけでは十分対応できない場合もあるかもしれないが、その場合は、他の方法を考えることでより良いのではないかとこのことを考えて、この条例を作ったと最後にまとめていただきたいと思います。

- 原田委員　　美観とか京都らしさとかであれば、もう少し全体を見渡した都市計画的と言うか、まちづくり的な立地の調整の仕組みの中で、このペット霊園を位置付けることが本来は必要であるという認識が委員の中では大半を占めていたけれども、諮問された事項に対応して、条例では最低限、住居系地域では都市計画法上、きちんと住居の環境として保護すべきであるから、100メートルのような根拠の薄い規制ではなくて、行政的なプロセスによって、ここは住環境を保護すべきだという地域に限って立地規制を行いますという方法を取ることを答申するわけです。これは、京都という市街地が比較的発達している、住居がかなり密集しているような都市では好ましいという認識の基にそうしているけれども、しかしこれで問題がすべて解決している訳ではなくて、将来はもう少し広い政策的見地から立地規制自体を考え直すということも必要であろうということを書く方がよいかと思います。

- 事務局　　そのように修正させていただきます。

- 榎村会長　　今のようなお話であれば、まちづくりとか地区計画とか全体の町的美観とかにもかかってきますのでいいのではないかと思います。
条例を作成する際は、これを基に御議論しながら、大きく外れないようお願いしたいと思います。
答申案の検討とどうことはこれで終わらせていただきたいと思います。
先ほどのパブリックコメントの考え方(案)というのはこれから公表されるのですか？

- 事務局　　答申案を踏まえて、表現を調整させていただきます。今日はあくまでも考え方(案)ということでお示しさせていただいているものです。

【3 その他】

- 多々納委員　　今回、これで修正されますが、その後の取扱いはどうなるのでしょうか？

- 事務局　　今後の予定でございますが、本日の御議論を踏まえまして、事務局において答申案、パブリックコメントの考え方(案)を修正しまして、再度委員の皆様にお送りさせていただきます。

ただきたいと思います。最終的には答申案については、審議会としての統一見解として御提出していただく必要がございますので、事務局としては、皆様の御意見を集約した後には、榎村会長と御相談のうえ、進めさせていただきたいと思いますが、御了解いただけますでしょうか？

修正案に対して御意見があるかと思いますが、そちらの方はまたまとめさせていただいて、会長とお諮りさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。もちろん、内容につきましては逐次委員の皆様にお送りさせていただきます。

【4 閉会】

- 事務局 本日はお忙しいところ、長時間にわたりありがとうございました。今回の御意見を反映させ答申案を訂正し、皆様方に送らせていただきます。最終的に審議会の統一意見として御提出していただく必要がございますので、事務局といたしましては皆様の御意見を集約したのち、会長と調整させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録につきましては、まとめさせていただきましてホームページに掲載させていただきたいと思っております。委員の皆様方には事前に御確認させていただきたいと思っております。

最後になりましたが本審議会の閉会にあたり、保健医療・介護担当局長の西田から御挨拶させていただきます。

西田保健医療・介護担当局長挨拶

榎村会長挨拶

- 事務局 第7回の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。